

令和3年度

東村山市

住宅修改造築費 補助制度のご案内

予算を超える
ご申請があった場合
抽選となります。



東 村 山 市 役 所

地域創生部 産業振興課 商工振興係

代表 042 (393) 5111



目的

市民の方が、市内の施工業者により、住宅の修改造工事を行った場合、その経費の一部を補助します。この制度は、住環境の向上を図るとともに、経済対策として地域経済の振興を図ることを目的とするものです。



申込要件

対象工事	住宅の修改造、改修に伴う耐震、増築、模様替え、その他住宅の機能の維持・向上のために行う補修及び改善の為の工事。（詳細 P.3）
対象住宅	自ら住んでいる持ち家。（マンションは専用部分）
工事金額 工事期間	契約金が20万円以上（消費税除く）で、決定通知書受理後に着工し、令和4年3月31日（木）までに完了報告の提出ができる工事。
補助金額	契約金額の5% で 最高10万円を補助。※ただし1千円未満は切捨て
申込資格	<p>(1) 対象工事を行う住宅に、現に住んでいること。</p> <p>(2) 対象住宅を令和2年1月1日から現在に至り、所有していること。</p> <p>(3) 対象工事を市内の施工業者でおこなうこと。</p> <p>(4) 前年度の市・都民税及び固定資産税を完納していること。</p> <p>(5) 対象となる工事について、市又は他の地方公共団体から補助等を受けていないこと。</p> <p>(6) 制度のご利用は、<u>一つの住宅に対して1回</u> とします。</p> <p><u>【工事着工前の申請が必ず必要です】</u></p>
受付	<p>【期 間】 ①令和3年4月21日（水）～23日（金） ②4月25日（日）～27日（火）</p> <p>【時 間】 <u>平日 8:30～12:00、13:00～17:00</u> <u>日曜 8:30～12:00</u></p> <p>※上記期間に予算を超える申請があった場合には、<u>5月14日（金）に公開抽選を実施</u>します。抽選を行うか否かは4月28日（水）に市ホームページでお知らせします。</p> <p>※抽選結果については、市ホームページへの当選番号を掲載いたします。産業振興課内にも当選番号を掲示いたしますのでご確認ください。</p>



申請における注意点について

- Point 1：予算を超えるご申請があった場合、抽選を行います。ただし、上記の受付期間のご申請が予算に満たない場合、4月28日（水）以降は先着順にて受付けます。
- Point 2：補助金交付対象者には、後日決定通知書を送付します。
- Point 3：代理人による申請の場合は委任状が必要です。
- Point 4：共有名義の方で、同一住所の場合は連名でご申請ください。そうでない場合は、共有者全員の同意書（書式任意）を作成のうえ、全員の身分証の写しをご提出ください。
- Point 5：提出された書類に偽りがあった場合、補助金を返還頂く場合があります。



申込から補助金交付までの流れ



補助金交付決定通知書

〔第2号様式〕を発送します。

4/21 から 4/27 に申請をいただき当選した方については、**5/20 に発送を予定**

補助金交付確定通知書

〔第4号様式〕を発送します。

: 申請者

: 市役所

*①、④の提出書類につきましては、下記をご参照ください。

*「**補助金交付決定通知書**」がお手元に届いてからの**工事着工**をお願いいたします。

*工事完了検査は必要に応じて実施いたします。

***施工前、施工後の写真**の撮り忘れにご注意ください。

(完了報告の際に、対象工事箇所全ての施工前・施工後の日付入り写真の提出が必要です。)



必要書類

※書類を提出する際には、**印鑑**をご持参ください。

※代理人による申請の場合は**委任状**が必要です。

① 申 込 書 類	(1) 住宅修改造費補助金交付申請書 (第1号様式) (2) 見積書 (市内施工業者) (3) 修改造工事の予定表 (工程表) (4) 仕様書 (塗料のパフレットの写しや、工事に使用する部材の一覧表等) (5) 住所を確認できる書類 (運転免許証等の写し又は住民票、保険証の写し・住所記載のあるもの裏表) <u>※共有名義の場合は、共有者の身分証明書の写しもご提出ください。</u> (6) 地図 (申請地) (7) 工事にバリアフリー (P.4、5 参照) が含まれる場合、その部分のみ の見積書 (8) 増築や建替え工事を予定している場合は「建築確認書」の写し、また は台帳記載事項証明書を添付。
④ 完 了 報 告 書 類	(1) 住宅修改造工事完了報告書 (第3号様式) (2) 契約書、または注文請書の写し (市内施工業者) (3) 工事引渡し書の写し (4) 領収書の写し (5) 施工箇所全てがわかる写真 (<u>施工前・完了後 日付のあるもの</u>) (6) 補助金交付請求書 (第5号様式) (7) 工事にバリアフリーを含んだ場合、その部分のみの請求内訳書



住宅修築費補助制度対象工事

◎住宅本体にかかる以下の工事が対象となります。

改築工事	<p>(1) 建替え工事 住宅の全部を取り壊し、新たに住宅を建築する工事が対象です。</p> <p>(2) 一部改築工事 住宅の一部を取り壊し、改めて当該住宅の一部を建築する工事が対象です。</p> <p>(3) 水回り設備の設置工事（設備改築工事） 下の表のいずれかの設備の一式取替え工事または新設工事のみ対象になります。</p> <p>①キッチンシステム：流し台、調理台、コンロ台などにより構成されたもの</p> <p>②浴槽または浴室ユニット：浴槽または浴室ユニット</p> <p>③給湯器ユニット：浴室・洗面所・台所へ給湯できる集中型の給湯設備</p> <p>④暖房システム：2室以上の暖房と浴室、洗面所、台所への給湯をする集中型の暖房給湯設備（冷房機能付を含む）</p> <p>⑤太陽熱利用給湯システム：集熱器により太陽熱を集熱し、給湯を行うもの</p> <p>⑥洗面化粧ユニット：洗面器、鏡、収納部分、照明器具により構成されたもの</p> <p>⑦便器：水洗式便器（温水洗浄機能付を含む）</p>
------	--

増築工事	住宅部分の床面積を増加させる工事が対象です。
------	------------------------

修繕・模様替え	<u>住宅本体</u> の修繕・模様替えが対象です。
---------	----------------------------

※住宅本体以外の工事は、対象には含みません。

（門扉、カーポート、塀や垣根などの構造物、植木、造園、外構などの工事は補助の対象外です。）

注意) 対象工事が法令に違反することが判明した場合、又は市長が適切ではないと認めた場合は補助を行わないものとする。

バリアフリー工事項目

①～④の項目に該当する工事は、バリアフリー扱いとなり、下記書類の提出が必要です。

- 申 込 時 : バリアフリー工事部分のみの見積書
- 実績報告時 : バリアフリー工事部分のみの請求内訳書
バリアフリー工事箇所の施工前・完了後が明確にわかる写真

① 浴室

浴室を改良する工事

(例)

- 入浴又はその介助を容易に行うために浴室を設置又は浴室の床面積を増加させる工事
- 浴槽をまたぎの高さの低いものに取り替える工事
- 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
- 高齢者の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事
- 工事に伴う給排水設備工事も含める

② 便所

便所を改良する工事

(例)

- 排泄又はその介助を容易に行うために便所を設置又は床面積を増加させる工事
 - 便器を座便式のものに取り替える工事
 - 座便式の便器の座高を高くする工事
- (注) 給排水設備工事は原則含めるが、便器を水洗化便器にする際の水洗化部分の工事は含めない。
- (注) 和式→洋式での暖房機能・洗浄機能付加は含めるが洋式→洋式の場合、機能等の付加は含めない。

③ 幅員

通路又は出入口の幅を拡張する工事

(例)

- 車いすで容易に移動するために幅員を拡張する工事

④ 手すり

手すりの設置又は改良する工事

(例)

- 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
- 転落防止のための手すりを設置する工事
- 手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。

⑤ 段差

段差を解消する工事又は段差を小さくする工事

(例)

- ・ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事
- ・ 勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差を小さくする
- ・ 具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等を想定。

(注) 浴室内すのこの設置、昇降機、リフト等の段差解消機等の動力機器設置は含まない。

⑥ 出入口

出入口の建具を改良する工事

(例)

- ・ 開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体に取替えほか、扉の撤去の工事
- (注) 自動ドア設置の場合、自動ドア動力部分の設置は含まない。
- ・ ドアノブのケースハンドルをレバーハンドル等に取り替える工事
 - ・ 建具に戸車その他の建具の開閉を容易にする器具を設置する工事
 - ・ 車いすで容易に移動するために出入口の幅員を拡張する工事

⑦ 緊急通報装置

- ・ 緊急通報装置を設置する工事

⑧ 設備機器

- ・ 車いすで容易に利用するために洗面台、流し台を取り替える工事又は設置する工事
- ・ 高齢者の利用を容易に行うために便所、浴室等の水栓器具をレバー式等に取り替える工事又は設置する工事

⑨ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

- ・ 居室において畳敷きから板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定される。